

飼い猫以外の猫への給餌等の禁止【新設】

- 何人も自らの飼い猫以外の猫にエサ等を与えてはならない。
- ただし、次の場合は含みません。
 - (1)所有者等から給餌等を許された場合
 - (2)地域猫対策による給餌等を行う場合
 - (3)獣医師の診療(治療・手術など)に伴う給餌等を行う場合

勧告・命令・罰則(過料)【新設・追加】

- 次に掲げる者に対する勧告・命令・罰則(過料)をすることができる。
- 1 動物(ほ乳類・鳥類・は虫類)の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) (1)動物の種類、発育状況等に応じて適正に給餌等を行うこと。
 - (2)動物の疾病予防等を行うこと。
 - (3)離乳前の動物をみだりに譲渡しないこと。
 - (4)動物の種類、習慣、飼養数、飼育目的等を考慮した施設を設けること。
 - (5)動物を飼養する場所を常に清潔にすること。
 - (6)動物が公園などの公共の場所又は他人の土地、建物等を汚したり壊したりしないようにすること。
 - (7)動物の鳴き声、体臭等による騒音・悪臭の発生、毛の飛散及び多数の昆虫の発生により、周辺的生活環境に支障を生じさせないようにすること。
- 2 飼い犬の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) (1)飼い犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。
 - (2)飼い犬の本能、習性、生理等を理解した上で、当該飼い犬に応じたしつけを行い、所有者等の制御に従うように訓練すること。
 - (3)飼い犬が公園などの公共の場所に排せつしたふんは、直ちに除去等を行うこと。
- 3 飼い猫の所有者等の遵守事項に違反した者
(遵守事項) 2ページの「飼い猫の所有者等の遵守事項」をご参照ください。
- 4 地域猫対策を行う者の遵守事項に違反した者
(遵守事項) 2ページの「地域猫対策を行う者の遵守事項」をご参照ください。
- 5 飼い猫以外の猫(地域猫対策の対象となる猫等の例外を除く)に給餌等を行った者
- 6 動物の飼養・保管が適正でないことにより、動物が衰弱等の虐待を受けるおそれのある事態が生じていると認められる場合、当該事態を生じさせている者

◆ 違反に対して、勧告・命令が行われます。
命令に従わない場合は、過料を徴収されることがあります。
なお、6においては、勧告なしに命令ができます。